

## 高速道路の「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」に関する 意見募集について

令和5年1月20日に国土交通省及び高速道路会社3社が発表した「高速道路の深夜割引の見直しについて」にてお知らせしていましたが、割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくための、「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」について、国民の皆さまから意見を募集します。  
※なお、これまで公表してきた深夜割引見直しの概要・ポイントについては、参考資料「高速道路の深夜割引の見直しの概要（R5.1.20 国土交通省・高速道路3社発表内容）」をご確認ください。

### 1. 意見募集対象 「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」

- 深夜割引の対象となる距離については、高速道路料金の車種区分や、22時～翌5時における高速道路の利用時間（以下「利用時間」という。）等に応じ、以下の通り上限距離を設定します。
- 深夜割引が適用される時間帯である22時～翌5時に走行した距離が上限距離を超える場合は、上限距離を用いて、深夜割引の割引額を計算することとします。（上限距離以下の場合は、22時～翌5時に走行した距離に応じて割引）
- なお、上限距離については、厚生労働省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における連続運転時間の考え方等を参考に、利用時間が4時間を超える場合は30分の休憩を考慮して設定します。

| 車種区分等                    | 上限距離   |
|--------------------------|--|
| 軽自動車等・普通車<br>・中型車・乗合型自動車 | <ul style="list-style-type: none"><li>・割引対象距離は、割引適用時間における利用時間1時間あたり100km（※）を上限距離とする。</li><li>・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離を下回らないものとする。</li><li>・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。</li></ul> |
| 大型車・特大車<br>(乗合型自動車以外)    | <ul style="list-style-type: none"><li>・割引対象距離は、割引適用時間における利用時間1時間あたり80km（※）を上限距離とする。</li><li>・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離を下回らないものとする。</li><li>・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。</li></ul>  |

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算するものとします。  
(注) 上記の上限距離設定は、速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。引き続き、天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。  
(注) 「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された『物流革新に向けた政策パッケージ』において、高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げについて示されており、その内容に応じて変更する場合があります。  
(注) 上記の「乗合型自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを指します。

皆さまからのご意見をうかがった後、道路整備特別措置法第3条に基づき国土交通大臣あてに申請予定です。

2. 意見募集期間 令和5年11月7日(火)～ 11月20日(月) 17:00

3. 意見送付方法

(1) WEBサイトからのご意見送付の場合

WEBサイトの意見提出フォーム ([https://www.w-nexco.co.jp/forms/late\\_night\\_discount\\_review/](https://www.w-nexco.co.jp/forms/late_night_discount_review/)) にご意見をご記入の上、募集期間内に送信してください。

(なお、こちらのページは通信内容を保護する措置を講じています。)

(2) 郵送の場合

意見提出様式にご記入の上、以下の宛先まで送付してください。(募集期間最終日必着)

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ19階

「深夜割引見直し」意見募集担当宛

4. 注意事項

- ・電話によるご意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・皆さまからいただいたご意見につきましては、抑止策の検討の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対し個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ・いただいたご意見の内容につきましては、公開される可能性があることをご承知おき下さい。(氏名、連絡先などの個人情報除きます。)

5. お問い合わせ先

| 窓 口                  | 電話番号  |
|----------------------|---|
| NEXCO東日本<br>お客さまセンター | 0570-024-024(ナビダイヤル)(24時間)<br>または<br>03-5308-2424(通話料有料)                            |
| NEXCO中日本<br>お客さまセンター | 0120-922-229(フリーダイヤル)(24時間)<br>または<br>052-223-0333(通話料有料)<br>(フリーダイヤルがご利用になれないお客さま) |
| NEXCO西日本<br>お客さまセンター | 0120-924-863(フリーダイヤル)(24時間)<br>または<br>06-6876-9031(通話料有料)<br>(フリーダイヤルがご利用になれないお客さま) |

管理番号

【ご意見の郵送先】

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ19階  
「深夜割引見直し」意見募集担当宛

意見提出様式

|                    |  |
|--------------------|--|
| 氏名(必須)             | (ふりがな)   |
| 所属(任意)             | (会社名、所属団体名)<br><br>(部署名)<br><br><input type="checkbox"/> 物流事業者 ※物流事業者に該当する場合は✓をお願いします。<br><input type="checkbox"/> バス事業者 ※バス事業者に該当する場合は✓をお願いします。 |
| 住所(必須)             |  |
| 電話番号(必須)           |  |
| 電子メールアドレス<br>(任意)  |  |
| ご意見(必須)            |  |
| 普段利用する車種区分<br>(任意) | 軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車  |

※取得しました個人情報につきましては、本意見募集の手続きのみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

## 深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策(案)

深夜割引の見直しに伴い、割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引対象距離への上限を設定します。

- 深夜割引の対象となる距離については、高速道路料金の車種区分や、22時～翌5時における高速道路の利用時間（以下、「利用時間」という）等に応じ、以下の通り上限距離を設定します。
- 深夜割引が適用される時間帯である22時～翌5時に走行した距離が上限距離を超える場合は、上限距離を用いて、深夜割引の割引額を計算することとします。（上限距離以下の場合は、22時～翌5時に走行した距離に応じて割引）
- なお、上限距離については、厚生労働省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における連続運転時間の考え方等を参考に、利用時間が4時間を超える場合は30分の休憩を考慮して設定します。

| 車種区分等                    | 上限距離   |
|--------------------------|--|
| 軽自動車等・普通車<br>・中型車・乗合型自動車 | <ul style="list-style-type: none"><li>・割引対象距離は、割引適用時間における利用時間1時間あたり100km(※)を上限距離とする。</li><li>・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離を下回らないものとする。</li><li>・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。</li></ul> |
| 大型車・特大車<br>(乗合型自動車以外)    | <ul style="list-style-type: none"><li>・割引対象距離は、割引適用時間における利用時間1時間あたり80km(※)を上限距離とする。</li><li>・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離を下回らないものとする。</li><li>・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。</li></ul>  |

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算するものとします。

(注) 上記の上限距離設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**

引き続き、天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

(注) 「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された『物流革新に向けた政策パッケージ』において、高速道路のトラック速度規制(80km/h)の引上げについて示されており、その内容に応じて変更する場合があります。

(注) 上記の「乗合型自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを指します。

《参考：上限距離のイメージ》 ※22時～翌5時の走行距離が上限距離を下回る場合は、走行距離が割引対象距離となります

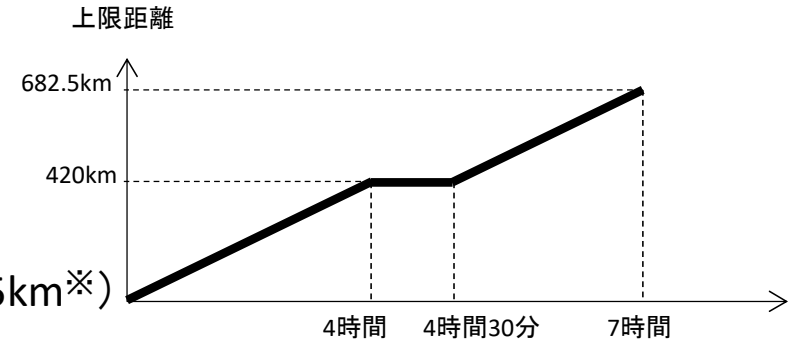
上限距離について、「軽自動車等・普通車・中型車・乗合型自動車」は利用時間1時間あたり100km、「大型車・特大車(乗合型自動車以外)」は利用時間1時間あたり80kmを基本とします。

### 【軽自動車等・普通車・中型車・乗合型自動車】

- ・ 利用時間4時間まで: 利用時間 × (100km+5km ※)
- ・ 利用時間4時間～4時間30分まで: 420km
- ・ 利用時間4時間30分～7時間まで: (利用時間-30分) × (100km+5km ※)

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算します。

割引適用時間における利用時間

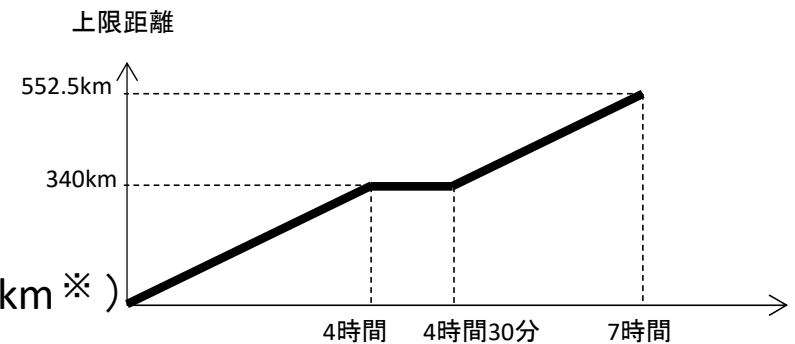


### 【大型車・特大車(乗合型自動車以外)】

- ・ 利用時間4時間まで: 利用時間 × (80km+5km ※)
- ・ 利用時間4時間～4時間30分まで: 340km
- ・ 利用時間4時間30分～7時間まで: (利用時間-30分) × (80km+5km ※)

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算します。

割引適用時間における利用時間

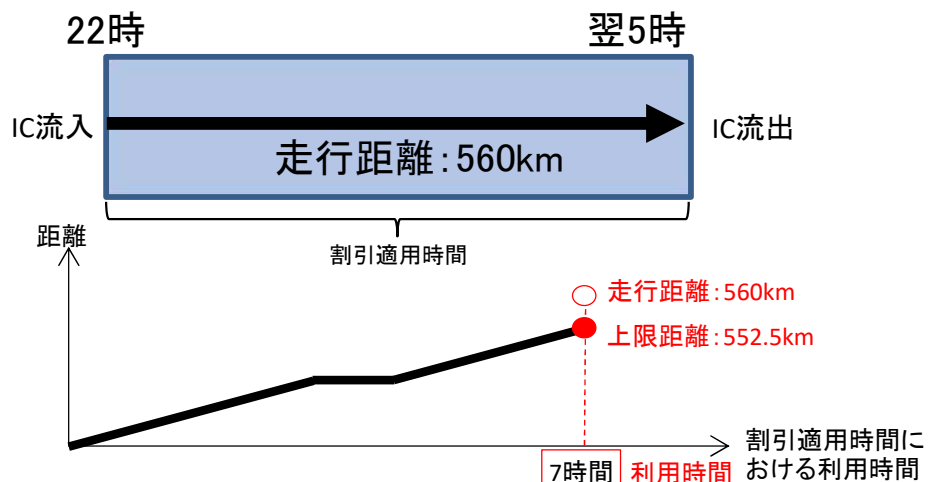


上限距離の設定は、速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。

天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

《参考：上限距離・割引対象距離算出例》 ※走行距離が上限距離を下回る場合は、走行距離が割引対象距離となります

■ 大型車・22時～翌5時に560km走行・・・走行距離が上限距離を超えるため、割引対象距離は552.5km



・ 上限距離 ……552.5km

$$((7\text{時間}-30\text{分}) \times 85\text{km}) = 6\text{時間}30\text{分} \times 85\text{km}$$

4時間を超える利用のため  
30分の休憩時間を除外

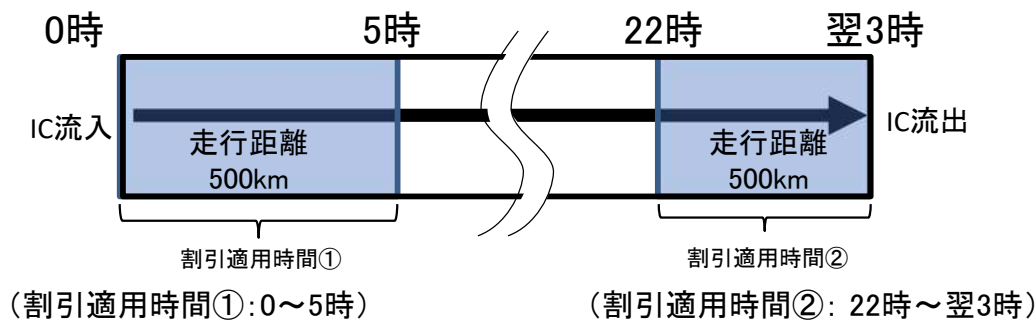
速度計に誤差が生じる場合等を考慮し、  
上限距離は1時間あたり80km+5kmで計算

・ 割引対象距離……**552.5km**

(走行距離560km > 上限距離552.5km)

※走行距離が上限距離を超えているため、  
割引対象距離は、上限距離である552.5kmとなる

■ 普通車・0～5時に500km走行、22時～翌3時に500km走行・・・①②各々の走行距離が上限距離を超えるため、割引対象距離は945km



・ 上限距離 ……945km

$$\begin{aligned} & \text{①}(0\text{時} \sim 5\text{時}) : ((5\text{時間}-30\text{分}) \times 105\text{km}) \\ & + \text{②}(22\text{時} \sim \text{翌}3\text{時}) : ((5\text{時間}-30\text{分}) \times 105\text{km}) \end{aligned}$$

4時間を超える利用のため  
30分の休憩時間を除外

速度計に誤差が生じる場合等を考慮し、  
上限距離は1時間あたり100km+5kmで計算

※①・②ともに上限距離は472.5kmとなる

・ 割引対象距離……**945km**

(走行距離1,000km > 上限距離945km)

※①・②ともに走行距離は上限距離を超えているため、  
割引対象距離は、①・②の上限距離を合計した945kmとなる

上限距離の設定は、速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。

天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

# 高速道路の深夜割引の見直しの概要

(R5.1.20 国土交通省・高速道路3社発表内容)

---

令和5年(2023年) 11月

東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社

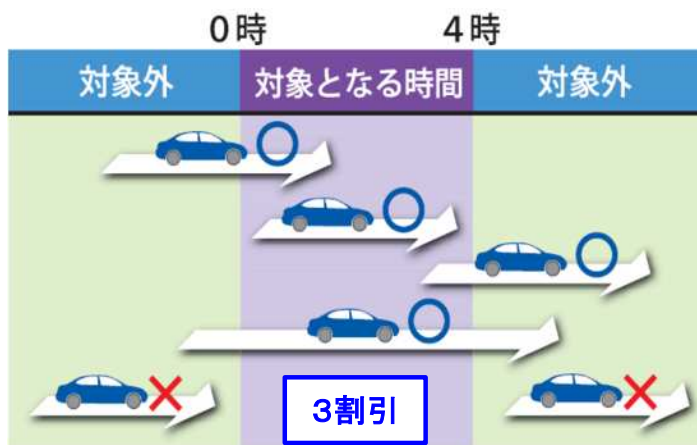
# 高速道路の深夜割引について

## 割引の目的

【環境対策】 一般道の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引

## 現行割引制度

ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引



## 現行割引制度の主な課題

東京本線料金所において、0時前に深夜割引適用待ちの車両が滞留



【東京本線料金所前の滞留状況】  
(R2.12.23(水)23:58撮影)

社会資本整備審議会 国土幹線道路部会 の中間答申 (R3年8月) で示された見直しの方向性

現行の料金割引の主な課題

割引適用待ち車両の滞留/  
運転者労働環境の悪化



見直しの方向性

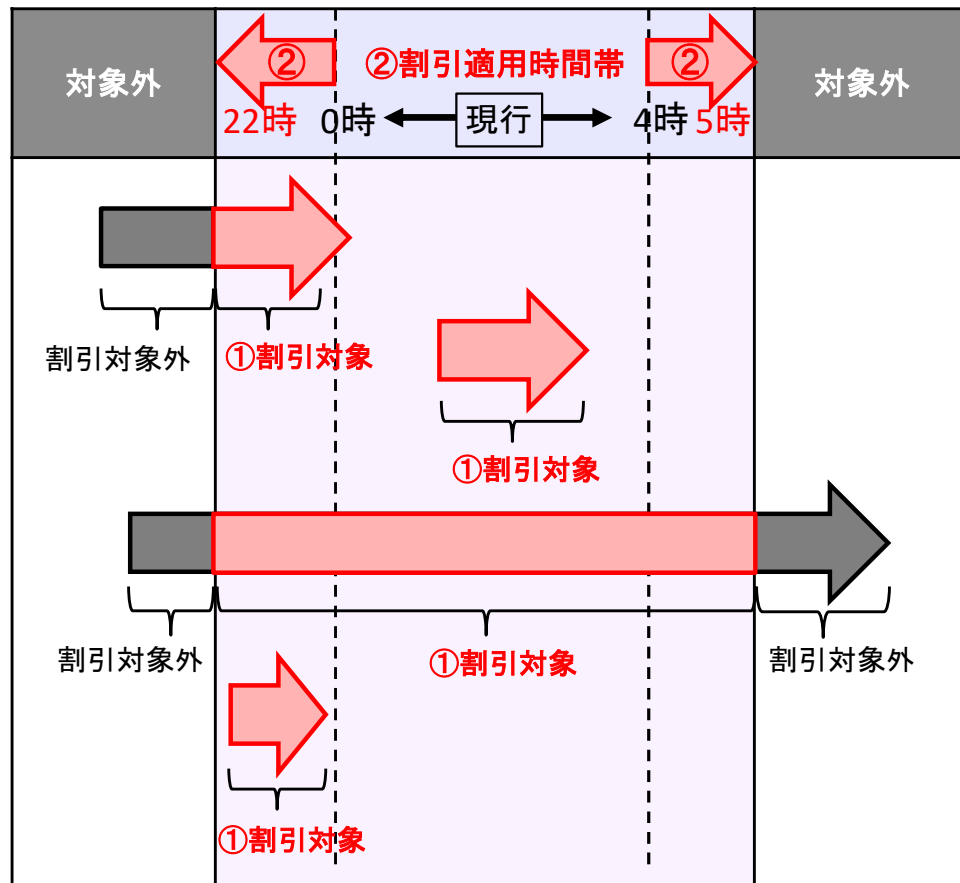
割引適用時間帯の拡大/  
適用時間帯の走行分を対象



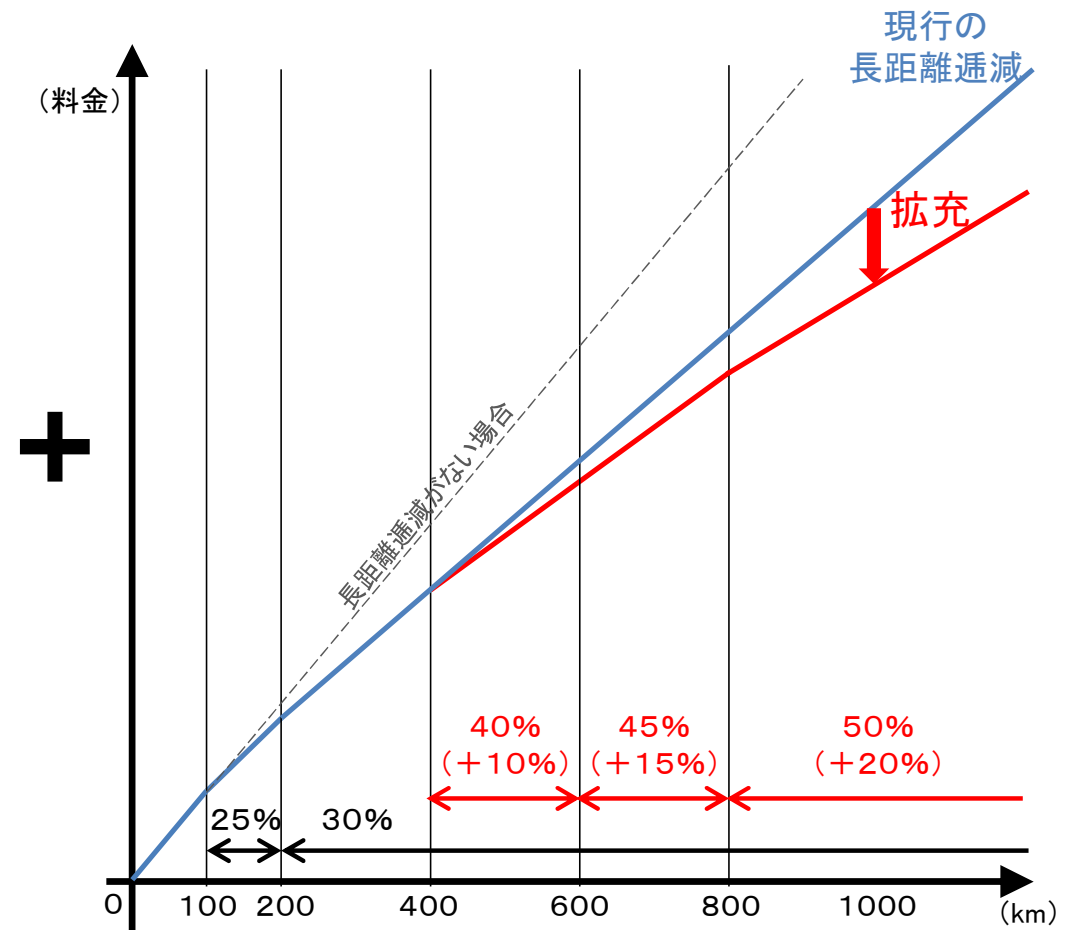
# 深夜割引の見直しのポイント

- ① 深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ② 深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- ③ 長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離逓減を拡充

- ①深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ②深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大



- ③長距離逓減の拡充

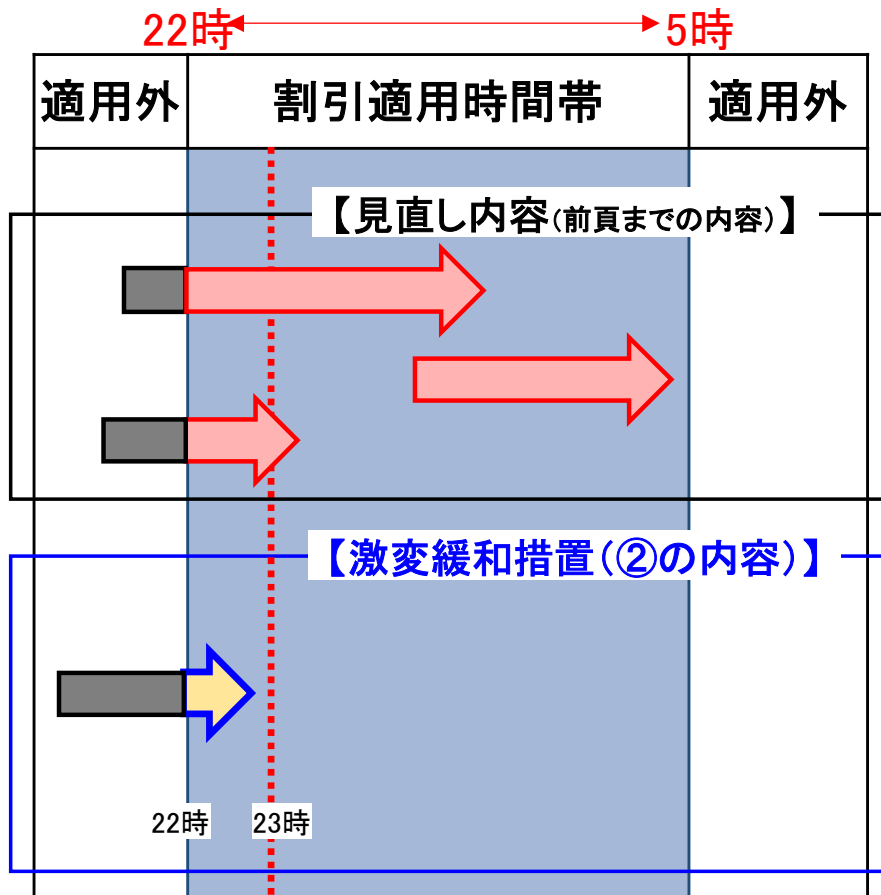


※このほか、1,000kmを超える走行等について、激変緩和措置(見直しから5年程度)を講じる

# 激変緩和措置（見直しから5年程度）

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増や、新たな交通集中等を抑制することを目的に、割引見直し運用開始後、激変緩和措置を実施（5年程度）

- (1) 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- (2) 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引



凡例



【深夜割引の見直し内容(要点)】（※前頁までの内容）

- ・深夜割引適用時間帯に走行した分のみ割引
- ・深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

【割引の見直し運用開始後の経過措置(5年程度)】

- ① 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加

$$\text{深夜割引の} \begin{matrix} \text{実質割引率}^* \\ \text{実質割引率}^* \end{matrix} = \left( \frac{\text{割引適用時間帯の走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

※実質割引率の上限は3割とする

- ② 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引

$$\text{深夜割引の} \begin{matrix} \text{実質割引率} \\ \text{実質割引率} \end{matrix} = \left( \frac{\text{割引適用時間帯の走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times \text{20\%}$$